容器包装廃棄物分別収集計画

令和4年6月 神奈川県三浦郡葉山町

葉山町分別収集計画

令和4年6月30日

1 計画策定の意義

近年の生活水準の向上に伴う生活様式の変化、科学技術の著しい発展等により、様々な種類の「ごみ」が大量に排出されており、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会 づくり
- ・ごみの資源化、減量化指導の徹底及び広報活動の強化
- 集団資源回収及び拠点回収の拡充

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに 改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボト

ル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1 号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,530 t	2,522 t	2,511 t	2,499 t	2,486 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。 なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割 を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、ごみボランティア等によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分場のひつ迫、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別収集、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の徹底

買い物袋の持参の徹底等の意識啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・再生資源、再利用容器の利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用・販売を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、町民の協力度、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種	類 収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主として ――― 無色のガラス製容	器無色透明びん
ガラス製の 茶色のガラス製容	器 茶色びん
容器 その他のガラス製	容器 その他のびん
主として紙製の容器であって飲料を充て	んす
るためのもの(原材料としてアルミニウ	ムが 紙パック
利用されているものを除く。)	
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート((PE
T) 製の容器であって飲料又はしょうゆ	そのペットボトル
他主務大臣が定める商品を充てんするた	めの
もの	
	白色の発泡スチロール製
	食品トレイ(以下「白色
 主としてプラスチック製の容器包装であ	トレイ」と表記)
上記以外のもの	ペットボトル、白色トレ
	イ以外のプラスチック製
	容器包装(容器包装プラ
	スチック)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)

	5 年	F度	6 年	F度	7 年	F 度	8 4	年度	94	年度
主としてスチー ル製の容器	46	t	44	t	41	t	38	3 t	36	i t
主としてアルミ 製の容器	67	t	66	t	66	t	66	i t	66	i t
無色のガラス製	(合 130		(合 124		(合 118			計) 1 t)計) 5 t
容器	(引波量) 130t	(独自処理量) t	(引渡量) 124t	(独自処理量) t	(引渡量) 118t	(独自処理量) t	(引波量) 111t	(独自処理量) t	(引波量) 105t	(独自処理量) t
茶色のガラス製		計) t	(合 49	計) t	(合 44			計) 9 t)計) 1 t
容器	(引波量) 54t	(独自処理量) t	(引渡量) 49t	(独自処理量) t	(引渡量) 44t	(独自処理量) t	(引渡量) 39t	(独自処理量) t	(引渡量) 34t	(独自処理量) t
その他のガラス	(合 100	計) 3 t	(合 98	計) t	(合 91	計) t)計) 3 t)計) 6 t
製容器	(引波量) 106t	(独自処理量) t	(引波量) 98t	(独自処理量) t	(引波量) 91t	(独自処理量) t	(引波量) 83t	(独自処理量) t	(引渡量) 76t	(独自処理量) t
主として紙製の容器包装 あって飲料を充てんする; めのもの(原材料として: ルミニウムが利用されてい るものを除く)	22	t	22	t	21	t	21	l t	21	t
主として段ボー ルの容器	471	l t	469) t	467	7 t	46	5 t	46	3 t
主として紙製容	(合	計) t		計) t	(合	計) t)計) t)計) t
器包装であって 上記以外のもの	(引波量) t	(独自処理量) t	(引波量) t	(独自処理量) t	(引波量) t	(引波量) t	(独自処理量) t	(引液量) t	(独自処理量) t	(引液量) t
主としてポリエチレンテ フタレート (PET) 製			(合 96	計) t	(合 96	計) t		h計) 5 t)計) 5 t
容器であって飲料又はし、 うゆその他主務大臣が定む る商品を充てんするための もの	り (引渡量)	(独自処理量) t	(引波量) 96t	(独自処理量) t	(引波量) 96t	(独自処理量) t	(引波量) 95t	(独自処理量) t	(引渡量) 95t	(独自処理量) t
主としてプラスチック	593	計) 3 t	(合 59)		(合 589	計) 9 t		計) 36 t		計) 3 t
製の容器包装であって 上記以外のもの	(引波量) 590t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 588t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 586t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 583t	(独自処理量) 3t	(引渡量) 580t	(独自処理量) 3t
(うち白	(合		(合 3		(合 3	計) t)計) t		計) t
色トレイ)	(引波量) t	(独自処理量) 3t	(引渡量)	(独自処理量) 3t	(引波量) t	(独自処理量) 3t	(引渡量) t	(独自処理量) 3t	(引渡量) t	(独自処理量) 3t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法

各容器包装廃棄物の推計にあたっては原則として平成29年度から令和3年度までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じて推計を行うが、各容器包装廃棄物の出荷量等を加味しながら、現実的な推計結果を採用する。

なお、推計人口については、葉山町人口推計の数値を採用する。

●将来人口

項目/年度	R5	R6	R7	R8	R9
将来人口 (人)	32, 841	32, 737	32, 603	32, 443	32, 276

①主としてスチール製の容器

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	57	58	64	69	51
原単位 (g)	4. 7	4. 7	5. 3	5.8	4. 2
増加率 (原単位)	_	1. 2%	12.4%	22.9%	-9.3%

スチール製容器については、ここ数年は若干の増加傾向が見られたが、令和 3年度から一部収集品目を見直ししたため、収集量は減少した。

スチール缶リサイクル協会の資料によると、消費重量は年々減少傾向となっており、こうした状況を踏まえ、この消費重量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

②主としてアルミ製の容器

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	66	64	69	70	67
原単位 (g)	5. 4	5. 3	5. 7	5.8	5. 6
増加率 (原単位)	_	-1.9%	5.6%	6.6%	2.9%

アルミ製容器について、近年はほぼ横ばい傾向となっており、推計に当たっては、平成29年4月から令和3年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

③無色のガラス製容器

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	143	131	127	144	146
原単位 (g)	11.8	10.8	10.5	12.0	12. 1
増加率 (原単位)	_	-7.8%	-10.3%	2.3%	2.9%

ガラスびん3R促進協議会によるガラスびんの色別出荷量の推移では、無色のガラスびんは年々減少傾向にあり、こうした状況を踏まえ、色別出荷量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

④茶色のガラス製容器

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	68	62	60	64	60
原単位 (g)	5. 6	5. 1	5. 0	5. 3	5. 5
増加率 (原単位)	1	-8.1%	-10.0%	-4.9%	-1.6%

ガラスびん3R促進協議会によるガラスびんの色別出荷量の推移では、茶色のガラスびんは年々減少傾向にあり、こうした状況を踏まえ、この色別出荷量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

⑤その他のガラス製容器

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	110	101	117	128	127
原単位 (g)	9. 1	8.3	9. 7	10.7	10. 2
増加率 (原単位)	_	-8.5%	6.4%	17. 9%	12.2%

ガラスびん3R促進協議会によるガラスびんの色別出荷量の推移では、その他のガラスびんは年々減少傾向にあり、こうした状況を踏まえ、この色別出荷量に基づくトレンド推計を行い、その増減率に本町の原単位及び推計人口予測を乗じたものを予測値として採用する。

⑥主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(紙パック)

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	21	22	23	22	21
原単位 (g)	1. 7	1.8	1. 9	1. 9	1. 7
増加率 (原単位)	_	5. 5%	11.2%	9.1%	2.5%

紙パックについて、近年はほぼ横ばい傾向となっており、推計に当たっては、平成29年4月から令和3年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

⑦主として段ボール製の容器包装

●収集実績

項目/年度	H29	Н30	R1	R2	R3
収集量(t)	421	430	452	517	550
原単位 (g)	34. 6	35. 4	37. 5	43.0	45.8
増加率 (原単位)	_	2.4%	8.4%	24. 5%	32.4%

段ボールについて、近年は増加傾向にあり、推計に当たっては、平成29年4月から令和3年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

⑧主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又は しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの (ペットボトル)

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	92	97	98	100	98
原単位 (g)	7. 5	8.0	8. 2	8.3	8. 1
増加率 (原単位)	_	6.3%	8.1%	10.0%	8.0%

ペットボトルについて、近年は横ばい傾向にあり、推計に当たっては、平成29年4月から令和3年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

⑨主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(容器包装プラスチック)

●収集実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3
収集量(t)	590	580	575	615	604
原単位 (g)	48.9	48.4	47. 3	51.3	50.3
増加率 (原単位)	_	-1.1%	-3.3%	4.9%	3.0%

容器包装プラスチックについて、若干の増減はあるものの、おおむね横ばい の傾向にある。

推計に当たっては、平成29年4月から令和3年3月までの月毎の排出原単位の平均値に推計人口予測を乗じた値を予測値として採用する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うとともに、効率的かつ質の高い 資源回収を実施することを鑑み、ごみと資源物の区分を明確化するとともに、 これまでの行政収集と地域で取り組む集団回収を融合させた回収方式による資 源回収を実施する。

《分別収集体制》

分別収集する容 器包装廃棄物の 種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管段階	
スチール缶 アルミ缶	スチール缶 アルミ缶	集団回収による指定日 分別収集 (資源ステーション収 集)	集団回収業者による 直接資源化	
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	無色透明び ん 茶色びん その他のび ん	委託業者による指定日 分別収集 (資源ステーション収 集)	町直営で選別保管	
飲料用紙製容器	紙パック	集団回収による指定日 分別収集 (資源ステーション収 集)	集団回収業者による 直接資源化	
段ボール製容器	段ボール	集団回収による指定日 分別収集 (資源ステーション収 集)	集団回収業者による 直接資源化	
PETボトル	ペットボトル	委託業者による指定日 分別収集 (資源ステーション収 集)	町直営で保管	
容器包装プラス チック	容器包装プ ラスチック	町直営による指定日分 別収集(戸別収集)	事務委託による逗子 市での処理	
白色トレイ	白色トレイ	委託業者による指定日 分別収集	町直営で保管	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現有施設については、容器包装廃棄物等の搬出入や保管が円滑かつ効率的になるよう、令和3年度から令和6年度にかけて再整備(解体、造成、建設)を実施する。容器包装廃棄物のうち、容器包装プラスチックについては、逗子市との広域連携により、令和2年度から事務委託による処理を実施している。その他の容器包装廃棄物については、当面現状の処理を維持する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民等の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町内会や自治会、ごみボランティア等との協働によりきめ細かな啓発及び分別指導を実施する。

また、効率的且つ質の高い資源の回収を促進するため、ごみと資源物の区分を明確化するとともに、これまでの行政収集と地域で取り組む集団回収を融合させた回収方式による資源回収を地域との協働により実施し、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を実施するとともに、より解りやすく、出しやすい資源回収方法の検討を進める。

さらに、温室効果ガス削減等の環境負荷低減にも積極的に取り組む。

なお、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録するとともに、排 出増減要因を分析し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を実施 するものとする。

13 その他リサイクル

容器包装廃棄物のうち、飲料用紙パック、段ボール製容器包装以外の紙製容器包装については、雑紙(ミックスペーパー)として分別収集し、リサイクルを実施している。

《雑紙の量の見込み》

項目/年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
排出量(t)	716	714	711	707	704
計画収集量(t)	373	372	370	369	367
再商品化量(t)	373	372	370	369	367

《雑紙に含まれる「その他紙製容器包装」の見込み》

項目/年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
排出量(t)	196	196	195	194	193
計画収集量(t)	99	99	99	98	98
再商品化量(t)	99	99	99	98	98